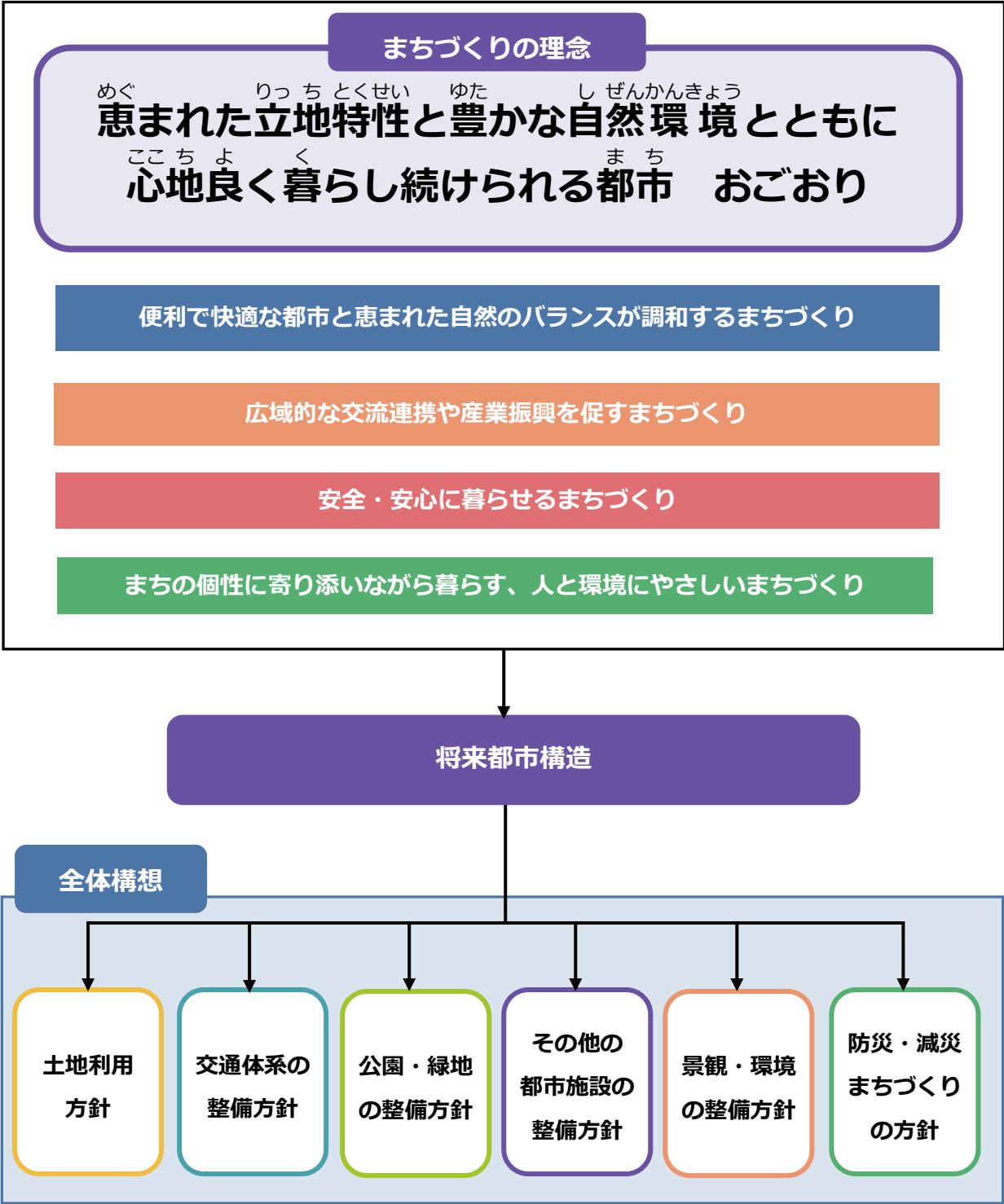


第5章 全体構想

全体構想は、まちづくりの理念「恵まれた立地特性と豊かな自然環境とともに 心地良く暮らし続けられる都市 おごおり」に基づく4つのまちづくりの基本方針、将来都市構造を実現するため、都市計画の分野別の整備・保全等の方針を示すものです。

本市においては、将来目指すべき都市の実現に向け、土地利用、交通体系、公園・緑地、その他の都市施設、景観・環境、防災・減災まちづくりの6つの分野別に具体的な基本方針を定めます。



5-1 土地利用方針

(1) 市全体の土地利用の基本方針

本市の土地利用は、西鉄天神大牟田線沿線に広がる市街地ゾーン、宝満川流域に広がる農住共存集落地ゾーン、花立山や北部の丘陵地の山地・丘陵地ゾーン、筑後小郡インターチェンジ周辺地区や鳥栖インターチェンジ周辺地区、建設中の小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺地区の産業用地ゾーンに大きく区分されます。

また、本市の将来の土地利用のあり方については、今後の人口減少を見据えた持続可能な集約型のまちづくりを推進する「小郡市立地適正化計画」の導入、激甚化する自然災害のリスクを考慮した防災・減災まちづくりの推進、小郡鳥栖南スマートインターチェンジの建設による周辺における土地利用転換の必要性の高まり、低未利用地の活用に関する制度の創設、空き家・空き地の問題の発生等、関連する近年の動きを踏まえて検討する必要があります。

今後も区域区分による土地利用の規制を基本としながら、各ゾーンにおける計画的な土地利用のコントロールにより、地域の特性を生かしたまちづくりを目指すため、以下の基本方針に基づいて秩序ある土地利用を進めていくものとします。

<土地利用の基本方針>

市街地ゾーン	拠点の利便性の向上と良好な住宅地の形成による 持続可能な集約型のまちへの誘導
農住共存集落地ゾーン	既存集落の土地利用コントロールと営農環境の保全
山地・丘陵地ゾーン	本市を象徴する水と緑の豊かな自然資源の保全・活用
産業用地ゾーン	恵まれた交通環境を生かした産業基盤の形成

(2) 市街地ゾーンの土地利用方針

土地利用方針		
市街地ゾーン全体		・今後予想される人口減少に伴う市街地の低密度化を抑制し、既存の商業、福祉、医療等の機能が集積する地区を中心としたコンパクトな拠点とその周辺の良い居住地の形成により、持続可能なまちづくりを目指します。 ・都市計画区域内における立地適正化計画の導入により、各地区にふさわしい都市機能の誘導及び公共交通の利便性の高いエリアへの居住の誘導を図ります。 ・地域地区や、地区計画等の制度を活用し、良好な居住環境を守りつつ、地区の特性に応じたまちづくりを推進します。 ・市街地内の空き家や空き地の発生による都市のスポンジ化を抑制するため、空き家バンク制度の周知、民間事業者との情報共有等を行います。
商業業務地	都市拠点	・西鉄及び甘鉄小郡駅周辺地区・甘鉄大板井駅周辺地区については、交通利便性の良さを生かしながら、通勤・通学の乗降客及び地域の住民の生活に密着した商業や、行政、業務、医療、福祉等の生活に密接なサービス機能の拡充と、公共交通結節機能が一体となったまちづくりを推進し、多様な世代によるコミュニティ形成と活気のある都市拠点の形成を図ります。 ・西鉄小郡駅東側周辺では、道路基盤未整備と木造家屋密集等を解消するため、面的整備等を検討し、道路基盤の整備、各公共交通の結節機能の強化、建物の不燃化等により、災害に強く利便性の高い市街地へと誘導を図ります。 ・小郡駅前土地区画整理事業の未完了地区は、土地区画整理事業の見直しを行い、地区計画等の都市計画制度の活用を検討し、高度利用の促進を図ります。 ・西鉄小郡駅西側では、土地の高度利用や、高速高架下のイベント広場としての活用等を促進し、居住の誘導や人流の増加を図ることにより、周辺の賑わいの創出、拠点性の向上につなげます。
	交流拠点	・西鉄大保駅周辺地区については、近接する小郡運動公園の活用を図るとともに、駅から商業施設へ続く都市計画道路の整備等を推進し、市民の生活を支え、人々で賑わう交流拠点の形成を図ります。 ・西鉄大保駅東部の大規模商業施設周辺地区については、内水氾濫による被害に配慮しつつ、地区計画等の制度を用いた計画的な土地利用を進めるとともに、市街化区域編入を図ります。

	地域拠点	- 西鉄三国が丘駅周辺地区については、商業、業務、医療、福祉機能の集積を図り、周辺居住者のニーズに対応した魅力的で賑わいのある拠点の形成に努めるとともに、九州歴史資料館や県指定史跡三沢遺跡と連携し学び憩える環境の形成を図ります。 - 西鉄端間駅周辺地区については、駅周辺の利便性を生かし、周辺居住者のための商業、公共公益施設、金融・医療施設等の維持、誘導を図りつつ、駅西側地区の地区整備計画の策定により、具体的な事業化を図ります。
	生活拠点	美鈴が丘地区、西鉄三沢駅周辺地区、西鉄津古駅周辺地区、二森地区、甘鉄松崎駅周辺地区、甘鉄今隈駅周辺地区、甘鉄西太刀洗駅周辺地区については、商業、医療、福祉、子育て、金融等、周辺居住者の生活を支える機能を維持、誘導し、利便性の向上を図ります。
住宅地		- 北部の小郡・筑紫野ニュータウン地区及び周辺地区については、市内の良好な低層低密な住宅地として、住環境の維持に努めます。 - 市街化区域内の低未利用地については、都市における防災機能や緑地保全機能などを考慮し、新たな開発の際には、地区計画の導入や低層住居専用地域の設定等について検討し、周辺の土地利用との調和を図りつつ、良好な住宅地の形成を推進します。 - 主要幹線道路沿道については、用途地域の見直し検討を図り、地域住民のための生活利便施設の立地誘導を推進します。

(3) 農住共存集落地ゾーンの土地利用方針

土地利用方針	
集落地	- 人口減少、少子高齢化が著しい既存集落については、都市計画法第 34 条第 12 号に基づく区域指定や地区計画等の活用により、集落活力の維持・活性化を図ります。 - 災害ハザードエリアにおける開発抑制を目的とする都市計画法の改正がなされ、法第 33 条第 1 項第 8 号により、災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止が追加されたことに伴い、既存の法第 34 条第 11 号及び第 12 号指定区域において、災害レッドゾーン及び浸水深 3m以上の浸水ハザードエリアとなるエリアの除外を検討し、市街化調整区域の開発の厳格化への対応に努めます。 - 既存の都市計画法第 34 条第 11 号及び第 12 号指定区域において、必要に応じて地区計画を策定し、地域の特性にあったきめ細かいまちづくりへの誘導を図ります。
計画的な環境整備を図る区域	市街化調整区域内の大規模既存集落に対しては、地区計画制度や都市計画法第 34 条による開発許可制度の柔軟な運用を検討しながら、歴史的な景観、住環境と調和した計画的な土地利用を図ります。
農地	土地改良区においてほ場整備等の基盤整備を行った農地については、集団的優良地として保全に努めます。

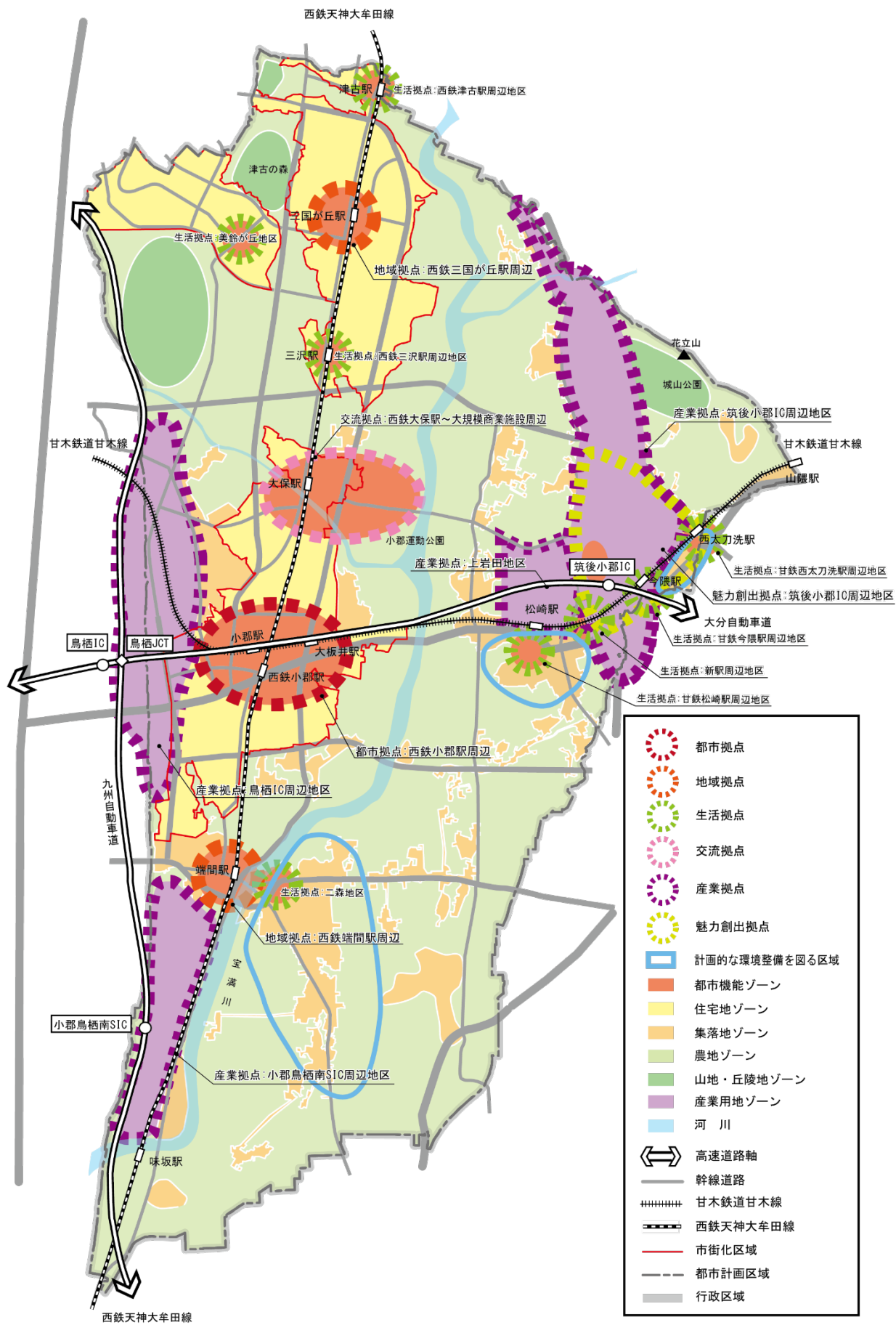
(4) 山地・丘陵地ゾーンの土地利用方針

土地利用方針	
山地・丘陵地	・北東部に位置する花立山一帯や本市中央部を流れる宝満川、また北西部の遺跡が散在する丘陵地など、良好な風致景観を備えた自然地について、積極的にその保全を図ります。

(5) 産業用地ゾーンの土地利用方針

土地利用方針	
産業拠点	・鳥栖インターチェンジ周辺地区については、立地ポテンシャルを生かした産業用地としての活用を図るため、地区計画等の制度を用いた計画的な土地利用を進めるとともに、必要に応じて市街化区域編入を図ります。 ・筑後小郡インターチェンジから北側の県道久留米筑紫野線沿道の干潟工業団地、干潟第2工業団地を含む筑後小郡インターチェンジ周辺地区については、産業用地の確保に向け、地区計画等の制度を用いた計画的な土地利用を進めるとともに、飛び市街化区域の要件を満たす場合には、市街化区域編入を図ります。 ・上岩田工業団地を含む甘鉄松崎駅周辺地区については、企業等の具体的な進出計画に合わせて、地区計画等の制度を用いた計画的な土地利用を進めるとともに、筑後小郡インターチェンジ周辺地区と同様、飛び市街化区域の要件を満たす場合には、市街化区域編入を図ります。 ・供用開始予定である小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺地区については、内水氾濫による被害に配慮しつつ、立地ポテンシャルを生かし、産業用地の確保に向け、雨水の貯留・排水機能の整備を進め、地区計画等の制度を用いた計画的な土地利用を進めるとともに、市街化区域編入について検討します。
魅力創出拠点	・筑後小郡インターチェンジ周辺地区については、新たな産業や地域の賑わいを創出する拠点として、土地区画整理事業等による計画的な土地利用を進めるとともに、市街化区域編入を図ります。

■土地利用方針



5-2 交通体系の整備方針

(1) 市全体の交通体系方針

本市は、市内を南北に走る西鉄天神大牟田線と東西に走る甘木鉄道甘木線の 2 本の鉄道とその各駅、高速道路のインターチェンジを有し、広域交通に大変恵まれています。今後は、この恵まれた交通環境を十分に活用するため、広域幹線道路と都市内の幹線道路の有機的な連携を図るとともに、市民のニーズに対応した公共交通の確保・維持、歩行者・自転車の安心・安全な交通環境の形成を図る必要があります。

また、「小郡市立地適正化計画」の策定による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、拠点間を結ぶネットワーク形成の重要度の高まり、公共交通に関する新技術の導入の検討等についても考慮し、以下の基本方針に基づいて、交通体系の整備を進めます。

<交通体系の基本方針>

道路交通	広域幹線道路と都市内の幹線道路の有機的な連携と機能の分担
公共交通	公共交通を中心に快適に移動できる交通体系の形成
歩行者・自転車空間	歩行者・自転車の安心・安全な交通環境の形成

(2) 道路交通の整備方針

整備方針	
高速道路	小郡鳥栖南スマートインターチェンジの供用開始に伴い、立地ポテンシャルを生かしたインターチェンジ周辺のまちづくりについて検討します。
広域交通幹線道路	- 市内を通過する国道 500 号及び県道久留米筑紫野線は、本市と隣接する市町を結ぶ広域交通幹線道路として、隣接する鳥栖市側を走る国道 3 号や地域交通幹線道路と連携し、発生交通、通過交通の効率的な処理により、広域的な移動の円滑化を図ります。 - 筑後小郡インターチェンジにより大分自動車道に接続する県道久留米筑紫野線は、沿道への産業用地の確保を図りつつ、4 車線化の早期実現に向け、整備を促進します。 - 国道 500 号については、周辺の土地利用を勘案しながら、幹線機能確保に向け、整備を促進します。

地域交通幹線道路	・県道本郷基山停車場線と県道鳥栖朝倉線は、国道３号と県道久留米筑紫野線を結ぶ地域交通幹線道路として、地域間の連携強化のため、県道鳥栖朝倉線の事業中区間の整備促進に合わせ、交差点改良、歩道整備、道路機能の拡充を図ります。 ・県道塔ノ瀬十文字小郡線以西は、観光名所である七夕神社やあすてらす等への広域からの来訪を見据え、東西の幹線道路としての整備に向けた取組みを進めます。 ・都市計画道路二森西福童線、筑紫祇園線、三沢西福童線は、「小郡市都市計画道路整備プログラム」に基づき、未整備区間の整備を推進します。 ・都市拠点、地域拠点、生活拠点及びその周辺の地域交通幹線道路沿道において、生活利便施設の集約を促進します。
その他の幹線道路	・地域交通幹線道路の補助的な都市計画道路は、「小郡市都市計画道路整備プログラム」に基づき、未整備区間の整備を推進します。 ・交通渋滞や事故発生状況など地区の実状に応じ、右折レーンの設置や歩道整備等による歩行者の安全性の向上を図ります。 ・各都市計画道路の整備にあわせ、都市のスポンジ化の解消に向け、空き地と隣地の一体的利用を促すなど、必要に応じて対策を図ります。
生活道路	・市民の生活環境の向上を目指し、幅員の狭い道路における側溝蓋の敷設や、防犯灯の増設などの道路整備を進め、安全性・利便性の向上を図ります。

(３) 公共交通の整備方針

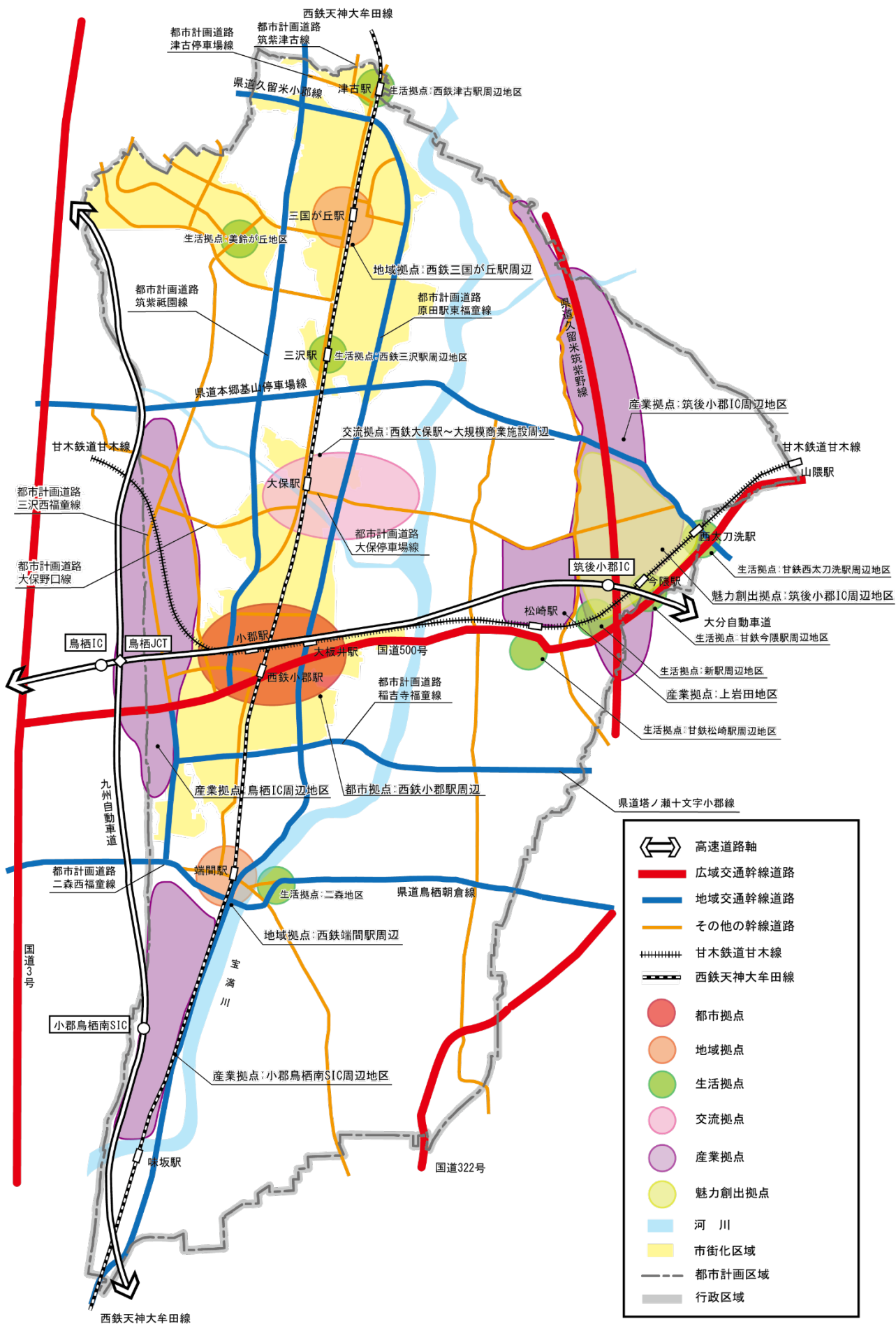
整備方針	
鉄道網	・国道５００号の踏切遮断時間を削減し、渋滞緩和を図るため、西鉄小郡駅で天神方面へ折り返す電車の折り返し位置を、西鉄端間駅周辺地区のまちづくりと合わせ、西鉄端間駅へ移設するよう関係機関への働きかけを行います。 ・西鉄小郡駅については、周辺のまちづくりの検討を進め、駅東側の面的整備を図るとともに、駅前広場や東西自由通路、アクセス道路の整備などによる交通結節機能の強化を図ります。 ・鉄道利用者数が多い駅や公共公益施設に近接している駅から順にエレベーターの設置など、ユニバーサルデザイン化を推進します。 ・公共交通と一体となった良好な市街地の形成を図るため、甘木鉄道甘木線の新駅設置に取り組みます。

バス交通網	• 地域の実状に合わせた公共交通体系の検討や、高齢社会に対応する公共交通の利便性の向上を目指し、地域公共交通計画の策定に取り組みます。 • 宝満川左岸地域におけるデマンドタクシーの活用等、地域の実状に合わせた公共交通手段の検討を図ります。 • 人口が集中する宝満川右岸地域については、新たな公共交通手段として AI を活用したデマンド交通の導入を検討し、基幹公共交通軸である鉄道軸に接続するための補完的な役割を担うなど、市内の各拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの維持、充実を図ります。 • 自治会バスについては、地域との共働事業として支援を継続します。 • 自動運転や MaaS 等の新たなモビリティ技術の導入についての調査・研究を進めます。
公共交通連絡機能	• 西鉄小郡駅、甘鉄小郡駅、高速バス停の各施設の連携を強化し、利用者の利便性の向上に努めます。 • 西鉄端間駅西側等、駅前広場が未整備の各駅において、駅へのアクセスの向上、歩行者の安全確保、駅利用者の利便性の向上のため、駅前広場の整備を推進します。

(4) 歩行者・自転車空間の整備方針

整備方針	
歩道・自転車道	• 都市間幹線、都市内幹線道路の整備に併せ、歩行者・自転車の通行帯の確保を図り、歩行者が安心して通行できる安全な歩行者空間の整備を進め、歩いて暮らせる環境形成に努めます。 • 生活道路については、通学路を中心に、グリーンベルトの設置などによる歩行空間の整備、防犯灯の設置等を進め、歩行者の安全性確保を図ります。
散策路・遊歩道等	• 宝満川の河川敷や花立山、小郡運動公園等の連携を図り、豊かな自然を感じながら散策ができる空間を確保するなど、市民の憩いの場としての空間整備とネットワーク化を図ります。

■交通体系の整備方針



5-3 公園・緑地の整備方針

(1) 市全体の公園・緑地の整備方針

本市は、中央部を南北に流れる宝満川、北部の花立山や津古の森、河川流域に広がる農地等、水と緑に恵まれていて、それらを積極的に保全するとともに、市民の生活に潤いと癒しを与える貴重な資源として活用していく必要があります。

また、生活に身近な公園についても、住宅地の開発等にあわせて計画的に整備していくとともに、既存の公園については、市民の健康的な暮らしを支える施設として快適に使い続けられるよう適切な維持・管理が必要です。

さらに、今後は、グリーンインフラとして公園・緑地の自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方も積極的に取り入れていくものとし、以下の基本方針に基づいて、公園・緑地の整備を進めます。

<公園・緑地の基本方針>

緑の保全	水と緑の豊かな自然資源の保全・活用
緑の創出	暮らしの中の緑空間の創出と活用
緑の育成	市民参加による身近な緑の育成

(2) 緑の保全に関する方針

整備方針		
河川		・宝満川については、治水対策を進めつつ、河川敷の緑の保全を図るとともに、市民の憩いと潤いの親水空間としての活用を図ります。
樹林地・樹木	樹林地	・花立山や、津古の森を中心とする市北西部の樹林地などの緑地については、宅地開発等の進行を抑制するために、法制度の活用による保全を検討します。
	花立山	・花立山については、隣接する筑前町との連携により、一市一町による保全を検討します。
	寺社林や屋敷林等の市街地の緑	・寺社林や屋敷林等の市街地の緑については、景観重要建造物の指定を検討するなど、建築物と併せて継続的な維持・保全を図ります。
	大木や名木	・本市において価値のある大木や名木については、景観重要樹木や市指定文化財の指定を検討するなど、継続的な維持・保全を図

		ります。
農地・ため池	市街化区域内の農地	- 市街化区域内の農地については、生産緑地制度の活用等により、良好な都市環境を形成する緑地としての保全を図ります。 - 河川流域の農地は、浸水害を低減する貯留機能として積極的な保全を図ります。
	市街化調整区域内の農地	市街化調整区域内の農地については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により、農地の継続的な維持・管理、保全を促進します。
	ため池	市内に点在するため池については、老朽化したため池の防災対策を実施するとともに、雨水貯留機能を含めた適正な管理を働きかけ、水質改善等生態系に配慮した整備の推進や公園化等を検討し、ため池とその周辺の緑地を本市の景観資源として保全を図ります。

(3) 緑の創出に関する方針

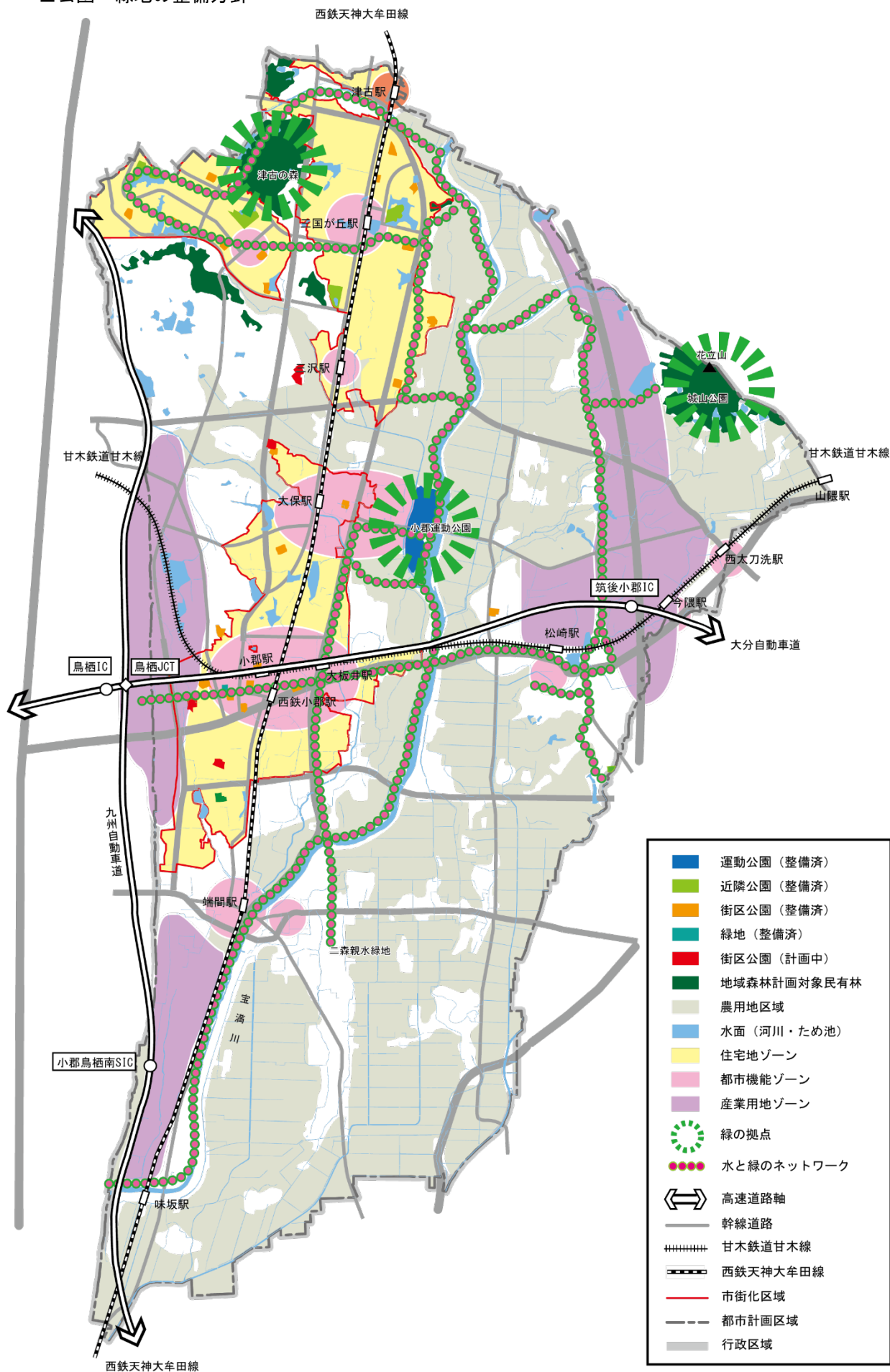
整備方針		
公有地	公園	- 都市公園は、「小郡市公園施設長寿命化計画」に基づき、優先順位の高いものから計画的に整備、更新を図ります。また、未整備の都市計画公園の整備や魅力ある公園整備を持続的に進めていくため、民間活力による新たな整備手法である公募設置管理制度（Park-PFI）の導入なども検討します。 - 公園の整備や再整備については、地元住民の要望を十分に踏まえた上で検討します。 - スポーツ・レクリエーション機能を備える小郡運動公園は、地域内外の交流の場として活用を図るため、防災機能の整備と既存施設の維持・管理に努めます。 - あすみ地区の三沢遺跡公園は、九州歴史資料館と連携し、市民交流イベント等への活用を促進します。
	幹線道路	- 幹線道路には、騒音の低減や大気の浄化を図るために、緩衝緑地や植栽帯の整備を検討します。 - 街路樹について、樹種の選定や管理に対する住民参加を進め、住む人のまちへの愛着を育む緑化を進めます。
	その他の公共施設内	公共施設や低未利用地は、グリーンインフラと位置づけ、既存の緑を活用しながら、地域の緑地として管理、活用を図ります。
民有地	住宅地	- 住宅地は、緑豊かな生活環境を創出していくため、身近な緑の創出を促進し、快適な居住環境づくりを推進します。 - 計画的に開発された住宅地においては、既存樹木や樹林の保全、ガーデニングや生垣等による緑化を促進し、緑豊かな景観づくりを進めます。

	商業地・工業地	商業地・工業地は、地区計画において緑地を地区施設と設定するなど、周辺地域の生活環境と調和した緑化を推進します。
水と緑のネットワーク		花立山や津古の森など市内に点在する緑の拠点を宝満川の緑の軸を中心に、散策路や緑地帯などでネットワーク化し、住民の憩いと健康づくりの場として積極的に活用します。

(4) 緑の育成に関する方針

整備方針	
住民参加の緑化運動	地域コミュニティや市民活動団体による花立山の植林や宝満川堤防の花づくりなど、住民参加による緑化活動を推進します。
緑の教育	学校教育のなかで、農業体験や花壇づくりなど、子ども達が緑とふれあいながら学べるような教育環境の整備を進めます。
緑の広報活動	緑化に対する市民意識の高揚や緑化の普及を図るため、市の広報やホームページを活用し、公園や緑化支援制度についての最新情報を提供し、緑化の普及促進を図ります。

■公園・緑地の整備方針



5-4 その他の都市施設等の整備方針

(1) その他の都市施設等の整備方針

本市の公共下水道は、近隣市町と一体となって、宝満川流域と筑後川中流右岸流域の2つの流域下水道事業の関連公共下水道事業として整備が進められています。一方、ごみ処理場、し尿処理場は、施設の更新や維持・管理について、施設を運営する構成市町との連携が必要となっています。

また、その他都市施設等についても老朽化や市民のニーズに合わせ、施設の更新や新たな都市施設等の導入についても検討が必要となっています。

これらに加えて、「小郡市公共施設等総合管理計画」等の関連計画や、流域治水の概念を踏まえ、以下の基本方針に基づいて、その他の都市施設等の整備を進めます。

<その他の都市施設等の基本方針>

下水道	公共下水道の整備促進と適切な維持・管理
その他の施設等	市民ニーズにあわせた施設の整備と良好な生活環境の形成

(2) 下水道の整備方針

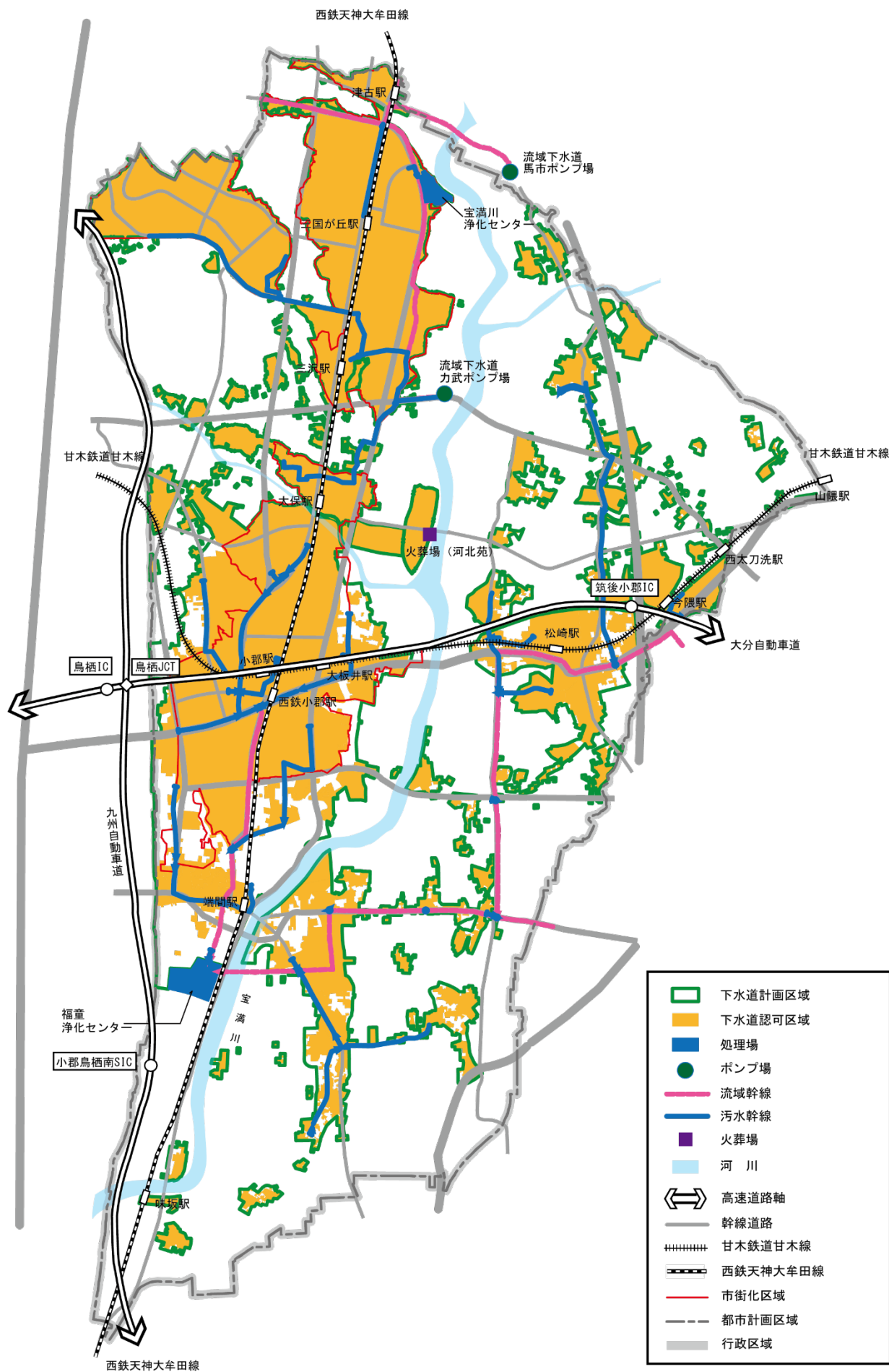
整備方針	
公共下水道	・公共下水道事業計画に基づき、下水道の計画的な整備を推進します。 ・筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業の立石地域と宝城地域の未整備地区については、早急な整備を実施します。 ・公共下水道の整備区域においては、各家屋における水洗化を促進します。 ・雨水による家屋への浸水や道路冠水を防ぐため、「公共下水道事業計画」に基づき、雨水幹線未整備地域における雨水幹線の整備を進めます。
下水処理水の再利用	・浄化センターで処理された下水処理水は、都市内における貴重な水資源であり、水環境の保全の観点から、河川やため池に還流し、水環境の保全に努めるとともに、下水処理水の再利用について調査研究を進めます。

(3) その他の施設等の整備方針

整備方針	
新体育館	・小郡市体育館及び武道場、弓道場について、スポーツや文化イベント、コミュニティ活動などによる交流やイベントの拠点となる施設として、整備を推進します。

ごみ処理場	本市のごみ処理施設であるクリーンヒル宝満（筑紫野市原田）は、平成 20 年の稼働開始から 14 年が経過し、経年的損傷が見られています。今後も安定的な廃棄物処理を行うため、施設の長寿命化を行うとともに、プラスチック廃棄物などの分別回収に向けた施設の整備等について、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合を中心とした構成市町で検討を進め、今後も広域行政での効率的な管理・運営を図ります。
火葬場	都市計画決定された火葬場は、今後施設の老朽化等による建替えや移設の必要性が生じた場合には、必要に応じて都市計画の見直しを検討します。
し尿処理場	久留米市北野町今山に位置する両筑衛生施設組合のし尿処理施設は、老朽化に対応した今後の施設の更新等について、関係市町で検討委員会を開催し、検討を進めます。
総合保健福祉センター	小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」を地域情報の発信や地産地消の場、住民の交流の場、さらにはボランティア活動の拠点として住民参加による賑わいのあるまちづくりを進めます。
案内標識等	市民及び市外の方へ本市の公共施設及び観光施設等の周知を行うとともに、利便性の向上及び観光 PR の促進を図るため、案内標識等の充実を行っていく必要があります。

■その他の都市施設等の整備方針



5-5 景観・環境の整備方針

(1) 景観・環境の整備方針

本市では、良好な景観形成を目指し、2017（平成 29）年に景観法に基づく「小都市景観計画」を策定し、2019（令和元）年に、周辺の環境との調和が求められる屋外広告物に関するルールとして、「小都市屋外広告物条例」を施行しました。

商業・業務機能の集積する拠点における賑わいの中に秩序を感じる景観や、歴史・文化を物語る景観、彩り豊かな自然景観・田園景観、身近な暮らしの景観づくりは、市民の心地良い生活環境づくりにつながるものでもあり、適切に誘導していく必要があります。

また近年では、都市の持続性に対する意識の高まりが世界的な潮流になる中で、移動や住宅・建築物、産業など、都市全体において低炭素化を図ることも重要です。

「小都市景観計画」や「小都市屋外広告物条例」等に基づく景観誘導に、ユニバーサルデザインや低炭素まちづくりといった近年の環境に関する視点も加え、以下の基本方針に基づいて、景観・環境の整備を進めます。

<景観・環境の基本方針>

景観形成	地域の個性を生かした良好な景観形成
環境共生	人と環境にやさしいまちづくり

(2) 景観形成方針

整備・保全・活用方針		
都市景観	都市拠点	・西鉄小郡駅周辺地区においては、本市の玄関口として風格と賑わいのある景観形成を図ります。 ・都市拠点に点在する歴史的資源を適切に保全し、これらと調和のとれた街並みが形成されるよう誘導します。 ・屋外広告物については、過大・過剰とならないよう配慮しつつ、賑わいの創出や街並みや背景との調和を図ります。
	その他の拠点	・駅の周辺においては、周辺居住者のニーズに応じた都市機能が集積し、歩くのが楽しくなる魅力的な街並みの形成を図ります。
	住宅地	・既存樹木や樹林の保全、住宅敷地内の緑化を促進し、緑の多い住宅地の景観形成を図ります。 ・計画的に開発され、全体として調和した街並みを有する住宅市街地等においては、地区計画や建築協定、景観協定等の適用により、街並みの形成、生垣等の緑化の推進を図ります。
	工業地	・工業団地においては、工場地内における積極的な緑化を推進し、周辺の田園景観と調和した景観形成を図ります。 ・大規模な壁面が周辺に与える圧迫感を最小限にするよう工夫し、周辺との調和を図ります。

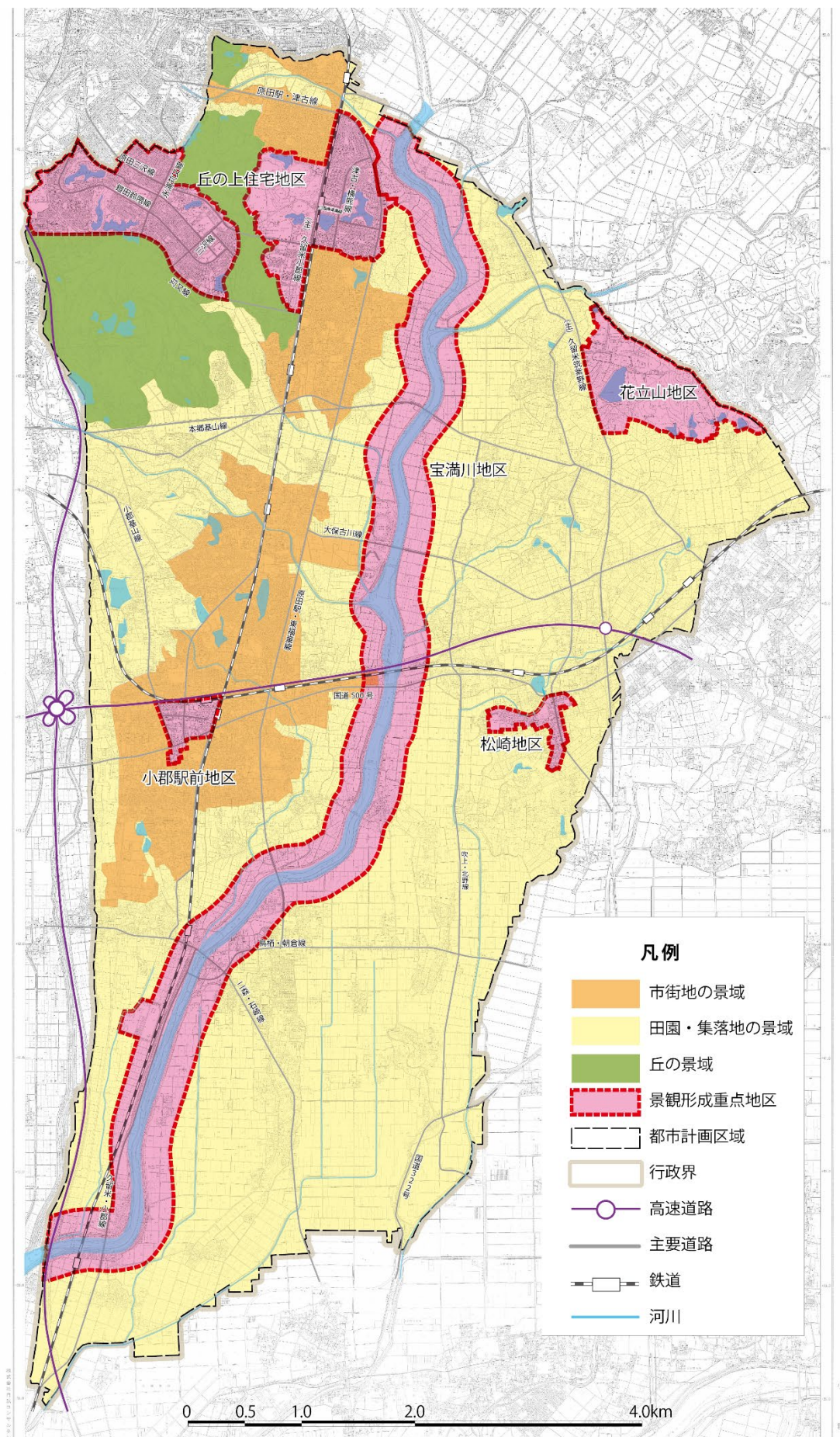
	歴史的地区	・松崎地区においては、歴史的・文化的資産を適切に保全することにより後世へと継承し、歴史的資源と調和した街並み形成を図ります。 ・古代の歴史を今に伝える史跡や神社・仏閣等の周辺においては、建築物や屋外広告物の規制誘導や景観重要建造物・樹木の指定など、その地域にふさわしい景観形成を図ります。
	幹線道路沿道・鉄道沿線	・国道500号、県道久留米小郡線、原田駅東福童線等の主要な幹線道路の沿道では、街路樹と沿道の建物が一体となった魅力ある沿道景観の形成を図ります。 ・主要な幹線道路や鉄道の沿道・沿線では、屋外広告物の適切な掲出を誘導し、周囲と調和した沿道・沿線景観の形成を図ります。
自然景観	田園・集落地	・建築物や農地の適切な管理、生垣、敷地際の維持・管理により、美しい田園景観の保全を図ります。 ・広々とした農地、中低層建築物からなる集落、屋敷林や社寺林、河川や水路からなる田園景観の構成を意識し、ゆとりと潤いのある景観として保全を図ります。
	河川・ため池	・河川敷やため池等の緑は、人々に潤いと安らぎを与える景観要素として適切に保全を図ります。 ・宝満川等の河川周辺の建物や工作物の建て方を検討し、河川と周囲が一体となった自然や四季を感じられる空間形成を図ります。
	山地・丘陵地	・花立山周辺においては、花立山の魅力を生かした眺望景観づくりや散策路の適切な維持・管理に努めます。 ・花立山のすそ野の緑地や尾根の樹林地の景観保全を図ります。
景観形成の仕組みと体制		・本市の景観形成を総合的に推進するために策定された「小郡市景観計画」について、これまでの運用状況等を検証し、適切な見直しを図ります。 ・市民や事業者が良好な景観形成に興味を持ち、積極的に参加できるよう、景観形成につながる活動の支援を行うとともに、景観形成に関する意識啓発、情報発信に努めます。

(3) 環境共生の方針

保全・活用方針		
都市環境	ユニバーサルデザイン	・道路や駅前広場における歩道やバス停、公園、駐車場、公共施設など、不特定多数の市民が利用する施設の整備においては、誰もが利用しやすいよう、スロープや手すり、エレベーター、障がい者用トイレ、誘導表示など、ユニバーサルデザインの考えに基づいた整備を推進します。 ・既にバリアフリー化された施設については、機能維持のため、必要な補修や更新を進めます。
	低炭素まちづくり	・公共交通の利用促進と拠点を中心とした歩いて暮らせるまちづくり、市街地内の緑化の促進、再生可能エネルギーの導入・活用など、環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進を図ります。
自然環境	河川・ため池	・防災機能を高めつつ、河川敷やため池の自然の保全・回復に努め、自然とふれあえる空間としての活用を図ります。 ・地域の人々の参加により、河川敷の維持・管理や親水空間の整備等を進めます。

		・ 多様な生物にふれあえるビオトープとして保全し、活用を図ります。
	山地・丘陵地	・ 水質の浄化、洪水緩和、保水などの水源かん養、土砂災害防止、地球温暖化防止、生物多様性の保全など、多面的機能を有する樹林地の保全に努めます。

■【参考図】 景域区分及び景観重点地区



5-6 防災・減災まちづくりの方針

(1) 市全体の防災・減災まちづくりの方針

本市では、近年、豪雨被害が頻発していて、浸水害や土砂災害等の災害リスクの分析を基にした防災対策や防災体制づくりが早急に必要となっています。気候変動による水害リスクに備えるためには、河川に関わるあらゆる関係者が共働して流域全体でリスクを軽減させる流域治水への転換が求められています。

市民意向の結果においても災害や公害に対する関心が非常に高いことから、安全に住み続けられるまちづくりを目指し、以下の基本方針に基づいて、防災・減災まちづくりの整備を進めます。

<防災・減災の基本方針>

防災・減災の基盤整備

災害に備えた都市基盤づくり

防災・減災の体制整備

災害に備えた防災体制の整備と市民の防災意識の向上

(2) 防災・減災の基盤整備の方針

整備方針	
安全な場所への居住誘導	・災害リスクの高い地区においては、新たな開発を抑制し、安全な地区への居住移転を促進します。
災害に備えた都市基盤づくり	・大雨による浸水害を軽減するため、雨水幹線等の整備、ため池や調整池、水田等を活用した雨水の貯留機能の強化、公共施設等を活用した雨水貯留施設等の整備、家庭における雨水貯留タンク設置奨励、民間開発における防災協定の締結と支援措置や優遇措置の制度化等、総合的な流域治水対策を推進します。 ・災害時の避難や救助のための経路の確保のため、狭隘道路の解消、行き止まり道路の解消等、道路等の基盤整備を推進します。 ・市街地の防災機能強化のため、建築物等の不燃化、耐震化、既に開発された住宅地の大規模盛土等の二次スクリーニング等による安全性の確認等を推進します。
河川・ため池の防災機能強化	・河川の流下能力の維持・向上のため、河床の浚渫、河道の拡幅、堤防の嵩上げ、河道内の樹木等の伐採、必要性を喪失した堰等や河川管理施設等の撤去、旧式化した堰の改修、橋梁の改修等、計画的な改修・整備を国・県と連携して取り組みを進めます。 ・大雨時にリアルタイムで河川の水位の変化がインターネット経由で確認できる水位計や河川監視ライブカメラの維持・活用を国・県と連携して推進します。

	・避難情報の発令等の参考となる情報を収集するための防災監視カメラの設置を推進します。 ・大雨予測時における情報提供基準を定めて、関係者と連携した河川の堰の先行排水やため池の事前放流を促進します。 ・豪雨や地震等に起因するため池の災害を防止するため、防災重点農業用ため池を中心にため池管理者と連携し防災対策に努めます。
--	--

(3) 防災・減災の体制整備の方針

整備方針	
防災体制の確立・強化	・市の災害対策本部の初動体制、災害対応体制の充実・強化のため、災害対策設置・運営訓練や避難所開設・運営訓練を定期的実施するとともに、無線通信システムの導入、情報共有システムの導入検討等に取り組みます。 ・地震・土砂災害・洪水・高潮等の災害リスクの高い地域について市民に公表・周知するとともに、危険から身を守るための防災教育や防災訓練により、防災意識の向上を図ります。 ・災害リスクの高い地域においては、高齢者や障がい者等の避難場所等を協議・検討するとともに、防災行政無線等の情報伝達手段の充実・強化を図り、災害時に備えます。 ・福祉施設、保育所、幼稚園等の要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成を推進します。 ・自主防災組織、民生委員などの関係者と連携した避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進します。
防災組織の充実	・災害による被害を最小限にするため、地域住民による災害情報の収集・伝達、避難誘導、被災者の救出・救護等の活動を行う自主防災組織の充実、強化を図ります。
復興事前準備等の取組み	・被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興まちづくりの実施方針について検討を行うなど、復興事前準備を進めます。